

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者  
各指定障害者支援施設運営法人代表者  
各指定一般相談支援事業所等運営法人代表者  
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児入所施設運営法人代表者  
(岐阜市所管の施設等を含む。)

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害福祉サービス等分）に係る  
実績報告書の提出について（依頼）

平素より、県の障がい福祉施策の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このことについては、令和2年12月23日付け障第1074号「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害福祉サービス等分）に係る実績報告書の提出について」により、令和3年3月31日（水）までに実績報告書の提出を依頼しております。

これに関し、当該報告書の作成方法につきまして、別添のとおり追加にて依頼させていただきますので、提出の際にご対応願います（追加事項は朱書き下線部分となります）。

なお、すでに報告書を県へ提出いただいている事業所において当該追加事項に該当がある場合は、お手数をおかけしますが追加様式をメールにて下記あて送付いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 提出方法

県ホームページに掲載する様式に必要事項を入力、押印の上、岐阜県障害福祉課あて1部を郵送してください。

URL：<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/61866.html>

郵送先：〒500-8570

岐阜県岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県障害福祉課事業所指導係

※既の実績報告書を提出済の場合で、メールにて様式を追加送付いただく場合は、[c11226@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11226@pref.gifu.lg.jp) あて送付ください（メール標題を「事業所指導係あて追加様式」としてください）。

### 2 提出期限

令和3年3月31日（水曜日）【必着】

※最終提出期限は上記のとおりですが、全事業の実施が終了した場合は、上記期限を待たず速やかに提出してください。

※上限額の範囲内で支援金の申請を複数回予定している場合は、全事業の実施が終了した後に一括して実績報告書を作成してください。

**<問い合わせ先>**

○岐阜県新型コロナウイルス慰労金・支援金コールセンター  
(障害福祉サービス等分)

TEL : 058-272-8306